



社会福祉法人の社会貢献活動

青森しあわせネットワーク 保証人確保支援事業

賃貸住宅や社会福祉施設に入居する際や病院に入院する際に、
保証人が確保できない方について、青森県社会福祉協議会が債務保証を行うことで、
必要な**住まいや医療の確保を支援する事業**です。

こんなお困りごとはありませんか？



- ☒ 保証人がいないため、
アパートを借りられない
- ☒ 家族や親族に保証人を
頼める人がいない

- ☒ 施設への入所にあたり
保証人が必要と言われた
- ☒ 入院したいが、保証人を
確保できず困っている



青森県社会福祉協議会が「債務保証」を行います

本事業は、保証人の確保が困難な方について、家賃や施設利用料、入院費用などの債務を保証することで、
住まいや医療の確保を支援する事業です。



賃貸住宅

アパート・マンションなど



社会福祉施設

特別養護老人ホーム・
グループホームなど



病院

一般病院・療養病床など

※対象は、青森県内にある賃貸住宅・社会福祉施設・病院です。



※この事業は「青森しあわせネットワーク」の活動の1つとして、制度では対応できない課題に対し、
社会福祉法人が連携して取り組んでいるものです。



社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室

〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号 ☎ 017-723-1391



ご利用いただける方

次のすべてに該当する方が対象となります。

- ✓ 「青森しあわせネットワーク」参加法人が関わっている方
- ✓ 継続的な家賃・利用料等の支払いが可能な方
- ✓ 保証人を確保できないことで、入居・入所・入院が困難な方
- ✓ 世帯の収入が住民税非課税世帯相当の方

※利用にあたっては、その他の条件確認があります。



保証する主な内容と限度額の目安

対象	保証内容と限度額の目安
 賃貸住宅	家賃・共益費等 (原則 3 か月分)
 社会福祉施設	利用料・食費等 (原則 3 か月分)
 病院	医療費・食事代・病衣代・おむつ代等 (30 万円程度まで)
 その他	残存動産の処分・原状 回復費用 (合計 10 万円まで)

高額療養費または
高額介護合算療養費制度の
利用が条件です。

利用料 (本人利用料)

1 契約あたり
年額 20,000円

病院への入院の保証について、
最初の契約から1年以内に再度
契約する場合は、2回目以降の
利用料は1契約あたり5,000円
となります。

※詳しくはお問い合わせください。

！ ご注意ください

この事業は、次のことを行う事業ではありません。

×



家賃や利用料を
本人に代わって
支払うこと

×



住居や施設を
探すこと

×



医療行為への
同意をすること

×



日常生活上の
身元引受けを
すること

「保証人がいない」という
理由だけで利用できません

まずは、他の制度や民間保証会社等の
利用ができるかを確認します。

まずはご相談ください

利用できるかどうか、条件に該当するかを
一緒に確認します。



お問い合わせ先

社会福祉法人 青森県社会福祉議会 社会貢献活動推進室

☎ 017-723-1391

☎ 080-8205-8593 (直通)

✉ shiawase@aosyakyo.or.jp

詳細は

「福祉ネットあおもり」から

🌐 福祉ネットあおもり
<https://aosyakyo.or.jp/>

